

面会に関する基本方針および運用規定

第1条（目的）

本規程は、入院患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上を図るため、当院における面会の基本方針および運用方法を定めることを目的とする。

なお、感染拡大防止に関する事項は別に定める「感染拡大防止に関する面会制限について」に従う。

第2条（基本方針）

1. 面会は、患者の心身の安定および療養意欲の向上に資する重要な機会として尊重する。
2. 感染対策上等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
3. 面会に関する情報は、患者および家族に分かりやすく周知し、病棟等の見やすい場所に掲示する。
4. 面会制限が必要な場合であっても、必要以上に厳格なものとならないよう配慮する。

第3条（面会時間および場所）

1. 面会時間は、原則として13時～17時とする。
2. 面会場所は、病院が指定する場所とする。
3. 患者の状態により、第5条に定めたとおり病院が時間外面会を認める場合がある。

第4条（面会者および人数）

1. 面会者は、家族、親族、その他患者が希望する者とする。
2. 面会人数は、一律の制限は設けないこととする。ただし、他の患者の安静を妨げない等、社会通念上相当な範囲内での面会に留めることとする。
3. 未就学児の面会は、第5条が定める場合を除き原則として認めない。

第5条（特別な配慮を要する面会）

以下の場合には、通常の面会基準を超える面会を認めるものとする。なお、この場合には「特別面会許可申請書」による承認を経た後、病院は面会許可証を発行する。

1. 終末期や看取り期
2. 病状の急変等により家族の付き添いが必要と判断される場合
3. 身体的または精神的安定に面会が大きく寄与する場合
4. その他、病院長が必要と認めた場合

第6条（面会制限の判断および周知）

1.（感染症による制限）

感染症の流行状況に基づき「感染拡大防止に関する面会制限について、3.面会制限の規模と施行の基準」に従い判断する。

2.（管理上の制限）

前項のほか、病院長が病院管理上、安全確保または診療への支障を回避するために必要

と判断した場合は、面会の実施を制限することができる。

3. (周知方法)

制限内容・理由・期間は、院内掲示およびホームページ等で周知し、状況が改善した場合は速やかに制限を緩和する。

第7条 (規程の見直し)

本規程は、原則として年1回見直しを行うものとする。ただし、運営上の必要がある場合は、時期を問わず適宜改定するものとする。

2026年4月1日制定